

22 都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項に基づく国の機関等との協議に係る取扱指針

- 1 都市計画法（以下「法」という。）第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第43条第3項に基づく国の機関等との協議に係る取扱いについては、関係法令等に定めるところによるほか、この指針によるものとする。
- 2 法第34条の2第1項の規定による協議及び法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議について
 - (1) 協議の申出
 - ア 法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者から開発行為協議申出書（様式1）、法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者から開発行為変更協議申出書（様式2）の提出を求めるものとする。
 - イ 各申出書及び(2)の添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本2部とする。
 - (2) 添付書類
 - (1)の開発行為協議申出書には、法第30条第2項及び都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（以下「細則」という。）第6条に規定する図書を、開発行為変更協議申出書には当該図書のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものの添付を求めるものとする。
 - (3) 協議内容
 - ア 協議は、法第33条及び第34条の基準にかんがみて行うものとする。
 - イ 法第34条第14号に該当する開発行為に関しては、神奈川県開発審査会の議を経るものとする。
 - (4) 協議の成立
 - 協議内容が適当と認められたときは、申出者に対して開発行為同意書（様式3）又は開発行為変更同意書（様式4）を交付するものとする。
- 3 法第43条第3項の規定による協議について
 - (1) 協議の申出
 - ア 協議をしようとする者から、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書（様式5）の提出を求めるものとする。
 - イ 申出書及び(2)の添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本2部とする。
 - (2) 添付書類
 - (1)の協議申出書には、細則第15条に規定する図書の添付を求めるものとする。
 - (3) 協議内容
 - ア 協議は、都市計画法施行令（以下「政令」という。）第36条の基準にかんがみて行うものとする。
 - イ 政令第36条第1項第3号ホに該当する建築行為に関しては、神奈川県開発審査会の議を経るものとする。
 - (4) 協議の成立
 - 協議内容が適当と認められたときは、申出者に対して建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議同意書（様式6）を交付するものとする。
- 4 協議成立後の取扱い
 - 2又は3の協議成立後の各手続においては、必要に応じ、細則の規定を準用するものとする。
- 5 市町村への通知
 - 2又は3の協議が成立したときは、当該区域のある市町村に通知するものとする。
- 6 その他
 - 2及び3の協議に関し、この取扱指針に定めのない事項については、土木事務所長が申出者と協議の上、決定するものとする

附 則

この取扱指針は、平成19年11月30日から施行する。

開発行為協議申出書

都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり開発行為の協議を申し出ます。

年 月 日

神奈川県 土木事務所長 殿

協議申出者 住 所
氏 名
電話番号

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工事施行者の住所及び氏名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	
	7 法第34条の該当号及び該当する理由	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受付の年月日及び番号		年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件		
※ 同意年月日及び番号		年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。
 2 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
 3 「その他必要な事項」の欄には、農地法その他の法令による許可、認可等を必要とする場合には、その手続の状況を記入してください。

開発行為変更協議申出書

都市計画法第 35 条の 2 第 4 項において準用する同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり開発行為の変更の協議を申し出ます。

年 月 日

神奈川県 土木事務所長 殿

協議申出者 住 所
氏 名
電話番号

開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工事施行者の住所及び氏名	
	5 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
開発行為の同意年月日及び番号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		
※ 受付の年月日及び番号		年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件		
※ 同意年月日及び番号		年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。
 2 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄には、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を必要とする場合には、その手続の状況を記入してください。
 4 「開発行為の変更の概要（その他必要な事項を除く。）」の欄については、変更前及び変更後の内容がわかるように対照させて記入してください。

様式 3

第 号

開 発 行 為 同 意 書

協議申出者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申出のあった下記の開発行為については、都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の規定により、次の（条件及び制限）を付して同意します。

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 2 開発区域の面積

年 月 日

神奈川県 土木事務所長

㊞

（条件及び制限）

様式 4

第 号

開 発 行 為 変 更 同 意 書

協議申出者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申出のあった下記の開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 4 項において準用する同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により、次の（条件及び制限）を付して同意します。

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 2 開発区域の面積

年 月 日

神奈川県 土木事務所長

㊞

（条件及び制限）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
工作物の新設協議申出書

都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、（建築物、第一種特定工作物）の（新築、改築、用途の変更、新設）の協議を申し出ます。

年 月 日

神奈川県 土木事務所長 殿

協議申出者 住 所
氏 氏 名
電話番号

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件	
※ 同意年月日及び番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。
2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
工作物の新設協議同意書

協議申出者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申出のあった下記の（建築物、第一種特定工作物）の（新築、改築、用途の変更、新設）については、都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、次の（条件及び制限）を付して同意します。

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在地

2 1 の敷地面積

年 月 日

神奈川県 土木事務所長

（条件及び制限）